

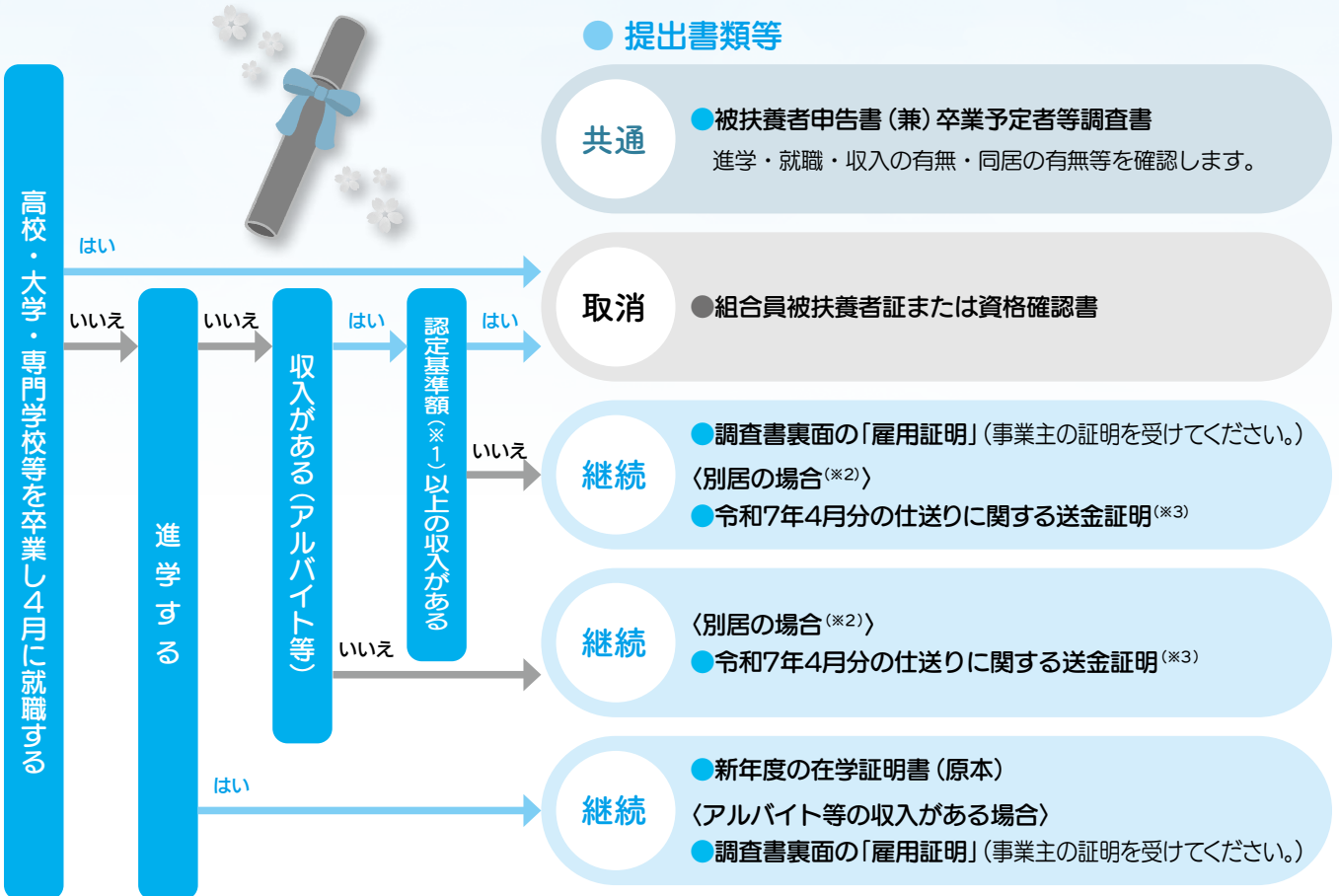
この春、ご卒業するお子さまはいらっしゃいますか？



# 被扶養者資格調査にご協力ください

令和7年3月に高校・大学・専門学校等を卒業される被扶養者を対象に、被扶養者資格調査を実施します。組合員の方へ共済事務担当課をとおして調査書を配付しますので、必要書類を整備のうえ提出してください。

また、今回調査対象ではない方についても、就職や収入が増えたことにより被扶養者資格を満たさなくなった場合には、必ず資格取消の手続きをしてください。



※1 年額130万円(月額108,334円)

給与収入が年額130万円未満であっても、原則として3ヵ月連続または3ヵ月平均で月額108,334円以上となった場合は被扶養者資格取消となります。なお、学生の場合は3ヵ月連続で月額108,334円以上となった場合のみ取消となります。

※2 学生以外の被扶養者が別居する場合は、毎月定期的な仕送りが必要になります。

仕送り額：被扶養者の収入の2分の1を超え、かつ毎月最低5万円以上

※3 銀行等の預金通帳(写)、振込受領書(原本)およびATMの利用明細書(原本)等

振込依頼人(組合員)と受取人(被扶養者)の氏名、送金日、送金額が確認できる書類。

(預金通帳(写)の場合は、表紙と送金額および受取人の記載があるページを添付してください。)

## お願い

遠方に住む被扶養者には早めにご連絡いただき、指定する期日までに必要書類(新年度の在学証明書等)を提出できるようご協力をお願いします。

認定要件等についてはこちら

また、引き続き被扶養者となる方については、今後行われる被扶養者資格継続調査の対象者となりますので、当組合ホームページにて認定要件等をご確認いただき、給与明細書(アルバイト等をしている場合)や送金証明(別居している場合)等は、いつでも提出できるよう大切に保管しておいてください。



お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413